

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している 中小企業者・小規模事業者に対する固定資産税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者の令和3年度の固定資産税を減免します。

1. 対象となる法人・個人

- ◆ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ◆ 資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合
ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。
 1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
 2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける会社
- ※法人・個人とも風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業は対象外となります。

2. 減免対象

- ◆ 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ※事業用家屋とは、非居住用家屋であって、工場などの事業用の建屋等を指します。
※土地に対する固定資産税については減免の対象外となります。

3. 減免の割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2分の1

4. 申請手続き・必要書類

全ての事業者からの提出が必要な書類

- ① 申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押印されたもの）
 - ② 収入減を証する書類（会計帳簿や法人事業概況説明書、青色申告決算書の控えの写しなど）
 - ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書の控えの写しなど）
- ※申告書は青木村ホームページからダウンロードすることができます。

場合によって提出が必要となる書類

- ④ 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

申請手続きの流れ

